

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

平成十七年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、国民健康保険における国庫負担率の見直し、基礎年金に対する国庫負担の引上げ、その他国庫補助金等の廃止等の措置を講ずること。

第二 国民健康保険法の一部改正の要点

- 一 市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入すること。（国民健康保険法第七十二条の二関係）
- 二 低所得者の保険料軽減分に対する公費補填に係る国庫負担を廃止し、都道府県の負担とすること。（国民健康保険法第七十二条の二の二関係）

第三 児童福祉法の一部改正の要点

児童福祉施設のうち保育所、児童養護施設等の施設整備に要する費用の交付金化に伴い、所要の規定の

整備を行うこと。（児童福祉法第五十二条、第五十四条、第五十六条の二及び第五十六条の三関係）

第四 身体障害者福祉法の一部改正の要点

身体障害者更生援護施設の設置に要する費用について、補装具製作施設等に係るものを国庫負担の対象外とすること。（身体障害者福祉法第三十七条及び第三十七条の二関係）

第五 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正の要点

麻薬取締員及び麻薬中毒者等の相談に応ずるための職員に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（麻薬及び向精神薬取締法第五十九条の二及び第五十九条の三関係）

第六 売春防止法の一部改正の要点

婦人保護施設の施設整備に要する費用の交付金化に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（売春防止法第三十九条及び第四十条関係）

第七 老人福祉法の一部改正の要点

市町村が行う養護老人ホームへの入所措置等に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（老人福祉法第二十一条、第二十一条の二、第二十二条、第二十四条及び第二十六条関係）

第八 母子保健法の一部改正の要点

一歳六か月児健康診査及び三歳児健康診査に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（母子保健法第二十一条の二及び第二十一条の三関係）

第九 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正の要点

一 市町村又は都道府県による公的介護施設等の計画的な整備等を促進していくため、国が交付金を交付する制度を創設すること等に伴い、法律名等について所要の改正を行うこと。（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下「施設整備促進法」という。）第一条及び第二条関係）

二 国の交付金の交付は、国が作成する基本方針に基づき市町村又は都道府県が作成する計画に対して行われる仕組みとすること。（施設整備促進法第三条から第七条関係）

三 市町村又は都道府県が作成する計画に掲載された公的介護施設等について、老人福祉法等の特例等を設けること。（施設整備促進法第八条から第十一条関係）

第十 次世代育成支援対策推進法の一部改正の要点

国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとする。 (次世代育成支援対策推進法第十一条関係)

第十一 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正の要点

一 平成十七年度において、国庫は、国民年金制度に係る基礎年金の給付に要する費用の三分の一及び千分の十一に加え、二百四十七億五千九十六万六千円を負担すること。 (国民年金法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第百四号) 附則第十三条第四項関係)

二 平成十七年度において、国庫は、厚生年金保険制度に係る基礎年金拠出金の額の三分の一及び千分の十一に加え、八百二十一億六千三十五万五千円を負担すること。 (国民年金法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第百四号) 附則第三十二条第四項関係)

第十二 施行期日等

一 施行期日

この法律は平成十七年四月一日から施行すること。

二 経過措置

1 国民健康保険制度における国庫負担に関する事項、都道府県負担に関する事項等について、所要の経過措置を設けること。

2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 関係法律の整備

1 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律等について、国民年金法等の一部を改正する法律の改正に準じた改正を行うこと。

2 その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。